

○国土交通省令第七十一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和二年法律第四十一号）の施行に伴い、並びに不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五十二号）第二十一条及び第五十四条の規定に基づき、不動産の鑑定評価に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年八月三十一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

不動産の鑑定評価に関する法律施行規則の一部を改正する省令
不動産の鑑定評価に関する法律施行規則（昭和三十九年建設省令第九号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
<p>(不動産鑑定士名簿の登録事項等)</p> <p>第二十一条 (略)</p> <p>一 〓四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 国土交通大臣は、不動産鑑定士名簿に記載された事項のうち次に掲げるものを記載した書類を公衆の閲覧に供さなければならない。</p> <p>一 氏名</p> <p>二 第一項第一号及び第四号に掲げる事項</p> <p>4 国土交通大臣は、前項の規定により書類を公衆の閲覧に供するため、不動産鑑定士名簿閲覧所（次項において「閲覧所」という。）を設けなければならない。</p> <p>5 国土交通大臣は、前項の規定により閲覧所を設けたときは、当該閲覧所の閲覧規則を定めるとともに、当該閲覧所の場所及び閲覧規則を告示しなければならない。</p> <p>(死亡等の届出)</p> <p>第二十五条 法第十九条の規定による届出をしようとする者は、届出書にその届出に係る不動産鑑定士が同条各号のいずれかに該当することを証する書面を添付し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。</p>	<p>(不動産鑑定士名簿の登録事項)</p> <p>第二十一条 (略)</p> <p>一 〓四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(死亡等の届出)</p> <p>第二十五条 法第十九条第一項の規定による届出をしようとする者は、届出書にその届出に係る不動産鑑定士が同項各号のいずれかに該当することを証する書面を添付し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。</p>

<p>(登録の消除)</p> <p>第二十六条 国土交通大臣は、法第二十条又は第四十条第一項若しくは第三項の規定により不動産鑑定士の登録を消除したときは、その登録の消除に係る不動産鑑定士であつた者、相続人、法定代理人又は同居の親族に通知しなければならない。</p> <p>2 国土交通大臣は、法第二十条又は第四十条第一項若しくは第三項の規定により登録を消除したときは、その消除に係る不動産鑑定士名簿をその日から三年間保存しなければならない。</p> <p>第四十三条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 法第十九条の規定による届出を受理すること。</p> <p>四 法第二十条の規定により登録を消除すること。</p> <p>五〇十 (略)</p> <p>十一 第二十一条第三項の規定により公衆の閲覧に供すること。</p> <p>十二〇十四 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(登録の消除)</p> <p>第二十六条 国土交通大臣は、法第二十条第一項又は第四十条第一項若しくは第三項の規定により不動産鑑定士の登録を消除したときは、その登録の消除に係る不動産鑑定士であつた者、相続人、法定代理人又は同居の親族に通知しなければならない。</p> <p>2 国土交通大臣は、法第二十条第一項又は第四十条第一項若しくは第三項の規定により登録を消除したときは、その消除に係る不動産鑑定士名簿をその日から三年間保存しなければならない。</p> <p>第四十三条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 法第十九条第一項の規定による届出を受理すること。</p> <p>四 法第二十条第一項の規定により登録を消除すること。</p> <p>五〇十 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十一〇十三 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>附則 (施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日(令和二年九月十日)から施行する。</p> <p>(不動産の鑑定評価に関する法律施行規則等の一部を改正する省令附則第四条の規定によりなおその効力を有することとされた同令第一条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(平成十八年国土交通省令第三号) 附則第四条の規定によりなおその効力を有することとされた同令第一条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条 不動産の鑑定評価に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(平成十八年国土交通省令第三号) 附則第四条の規定によりなおその効力を有することとされた同令第一条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。</p>	<p>改正後</p> <p>(不動産鑑定士名簿等の登録事項等)</p> <p>第十七条 (略)</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 国土交通大臣は、不動産鑑定士補名簿に記載された事項のうち次に掲げるものを記載した書類を公衆の閲覧に供さなければならない。</p> <p>一 氏名</p> <p>二 第一項第一号及び第四号に掲げる事項</p> <p>4 国土交通大臣は、前項の規定により書類を公衆の閲覧に供するため、不動産鑑定士補名簿閲覧所(次項において「閲覧所」という。)を設けなければならない。</p> <p>5 国土交通大臣は、前項の規定により閲覧所を設けたときは、当該閲覧所の閲覧規則を定めるとともに、当該閲覧所の場所及び閲覧規則を告示しなければならない。</p>
<p>改正前</p> <p>(不動産鑑定士名簿等の登録事項)</p> <p>第十七条 (略)</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>2 (新設)</p>	<p>改正前</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

(死亡等の届出)

第二十一条 法第十九条の規定による届出をしようとする者は、届出書にその届出に係る不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が同条各号のいずれかに該当することを証する書面を添付し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

(登録の消除)

第二十三条 国土交通大臣は、法第二十条又は第四十条第一項若しくは第三項の規定により不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録を消除したときは、その登録の消除に係る不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補であつた者、相続人、成年後見人又は保佐人に通知しなければならない。

2 国土交通大臣は、法第二十条又は第四十条第一項若しくは第三項の規定により登録を消除したときは、その消除に係る不動産鑑定士名簿又は不動産鑑定士補名簿をその日から三年間保存しなければならない。

(不動産の鑑定評価に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第三条 不動産の鑑定評価に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成二十年国土交通省令第三十一号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

附則

(不動産鑑定士補に関する経過措置)

第二条 この省令による改正後の不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第四十三条(第一項第十号を除く。)の規定は、この省令の施行の際現に不動産鑑定士補である者又は不動産鑑定士補となる資格を有する者について準用する。この場合において、同条第一項中「法及びこの省令に規定する」とあるのは「不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第六十六号。以下「改正法」という。)

附則第六條第一項の規定によりなおその効力を有することとされた改正法第四條の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律(平成十八年国土交通省令第三号。以下「改正省令」という。)

附則第四條の規定によりなおその効力を有することとされた改正省令第一條の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律施行規則(以下「旧省令」という。)

の規定中「不動産鑑定士補に関する部分に係る」と、「不動産鑑定士又は法第十五條の登録を受けようとする者の住所(第十号)にあつては、法第四十八條の規定による届出をした社団又は財団の主たる事務所の所在地」とあるのは「不動産鑑定士補又は改正法附則第六條第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧法第十五條第一項の登録を受けようとする者の住所」と、同項第一号から第九号までの規定中「法」とあるのは「改正法附則第六條第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧法」と、同項第十一号中「第二十一條第三項」とあるのは「改正省令附則第四條の規定によりなおその効力を有することとされた旧省令第十七條第三項」と、同項第十二号中「第二十三條第一項」とあるのは「改正省令附則第四條の規定によりなおその効力を有することとされた旧省令第十九條第一項」と、同項第十三号中「第二十四條第二

(死亡等の届出)

第二十一条 法第十九条の規定による届出をしようとする者は、届出書にその届出に係る不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が同項各号のいずれかに該当することを証する書面を添付し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

(登録の消除)

第二十三条 国土交通大臣は、法第二十条又は第四十条第一項若しくは第三項の規定により不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録を消除したときは、その登録の消除に係る不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補であつた者、相続人、成年後見人又は保佐人に通知しなければならない。

2 国土交通大臣は、法第二十条又は第四十条第一項若しくは第三項の規定により登録を消除したときは、その消除に係る不動産鑑定士名簿又は不動産鑑定士補名簿をその日から三年間保存しなければならない。

改正前

附則

(不動産鑑定士補に関する経過措置)

第二条 この省令による改正後の不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第四十三条(第一項第十号を除く。)は、この省令の施行の際現に不動産鑑定士補である者又は不動産鑑定士補となる資格を有する者について準用する。この場合において、同条第一項中「法及びこの省令に規定する」とあるのは「不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第六十六号。以下「改正法」という。)

附則第六條第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第四條の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律(平成十八年国土交通省令第三号。以下「改正省令」という。)

附則第四條の規定によりなおその効力を有することとされた同省令第一條の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律施行規則(以下「旧省令」という。)

の規定中「不動産鑑定士補に関する部分に係る」と、「不動産鑑定士又は法第十五條の登録を受けようとする者の住所(第十号)にあつては、法第四十八條の規定による届出をした社団又は財団の主たる事務所の所在地」とあるのは「不動産鑑定士補又は改正法附則第六條第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第四條の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律第十五條第一項の登録を受けようとする者の住所」と、同項第一号から第九号までの規定中「法」とあるのは「改正法附則第六條第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第四條の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律」と、同項第十一号中「第二十三條」とあるのは「改正省令附則第四條の規定によりなおその効力を有することとされた同省令第一條の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第十九條」と、同項第十二号中「第二十四條」とあるのは「改正省令附則第四

項」とあるのは「改正省令附則第四条の規定によりなおその効力を有することとされた旧省令第二十条第二項」と、同項第十四号中「第二十六条第一項」とあるのは「改正省令附則第四条の規定によりなおその効力を有することとされた旧省令第二十三条第一項」と、「第三十五条第二項」とあるのは「改正省令附則第四条の規定によりなおその効力を有することとされた旧省令第三十二条第二項」と、同条第二項中「不動産鑑定士」とあるのは「不動産鑑定士補」と、「法」とあるのは「改正法附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧法」と読み替えるものとする。

条の規定によりなおその効力を有することとされた同省令第一条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第二十條」と、同項第十三号中「第二十六条」とあるのは「改正省令附則第四条の規定によりなおその効力を有することとされた同省令第一条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第二十三条」と、「第三十五条」とあるのは「同規則第三十二条」と、同条第二項中「不動産鑑定士」とあるのは「不動産鑑定士補」と、「法」とあるのは「改正法附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第四条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律」と読み替えるものとする。